

提 言 書 (案)

1 持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築について

《背景》

- ・ 刻々と変化していく医療ニーズに対応した医療提供体制を維持するため、医療を支える人材確保を中心としつつ、医師不足や地域偏在といった状況下での医療提供モデルなど、限りある医療資源を効率的、かつ柔軟に活用する施策が求められている。
- ・ 後期高齢者の増加に伴い、介護需要が増加する一方、生産年齢人口の減少により、介護職員は今後更に不足していくことが見込まれるため、介護サービスの持続可能性を高めるための幅広い取組が求められている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 地域医療を支える医療人材の確保と労働環境の改善について

- 医師の育成・確保、キャリア形成への支援を行うこと。
 - ・ 若手医師の確保、県内定着に向けた修学資金の貸与や卒前からのキャリア形成支援の取組とともに、減少傾向にある30代から40代の医師の離職防止と県内回帰の取組が必要である。
 - ・ 定年退職後の勤務医の活用を検討するとともに、診療科の偏在や地域偏在の解消に向けた対策を行い、医療提供体制を支える医師確保の取組を更に強化する必要がある。
- 看護職員の育成・確保、キャリア形成の支援を行うこと。
 - ・ 看護師特定行為研修などのキャリアアップ支援の取組を更に促進するとともに、看護師が希望する働き方を実現できるよう、医療機関のニーズも調査し対策を講じる必要がある。
 - ・ 看護系大学卒業生の県外流出や、看護職員の離職が大きな課題となっているため、医療の効率化への支援等による医療機関の経営状況改善等を通じて処遇改善を図るなど、離職防止、県内回帰及び県内定着を促進することが重要である。
- 薬剤師等の医療人材の確保・県内就業を促進すること。
 - ・ 生産年齢人口の減少が著しい中であっても医療を支える人材を確保するため、教育の分野と連携して職場体験を行うなど、医療職の魅力発信を更に強化する必要がある。
 - ・ 病院薬剤師が不足している一方、国の施策により今後調剤薬局が減少してくることが予測され、既に首都圏では薬局から病院への転職が増加していることも踏まえ、調剤薬局と病院薬剤師の連携も考慮しながら薬剤師の確保に取り組むべきである。

(2) 人口減少社会においても持続可能な医療提供体制の確保について

- **医療機能の分化・連携を通じ、医療構想を推進すること。**
 - ・ 医療資源の効率的な運用を図る観点から、3つの二次医療圏単位での地域医療連携推進法人の設立や地域フォーミュラリの作成などにより地域完結型の医療提供体制の実現を推進すべきである。

- **ICTを用いた医療連携の基盤整備を促進すること。**
 - ・ 専門医の不足、地域偏在による専門医療提供体制の地域間格差を解消するため、専門医療の分野におけるICTの活用により急性期病院間での専門的な助言・連絡等の体制を確保する必要がある。
 - ・ 交通インフラの脆弱な地域における医療へのアクセスの確保のため、オンライン診療の普及を更に促進すべきである。

- **隣県との医療連携体制の整備を推進すること。**
 - ・ 医療圏内での体制整備を基本としつつ、県内で完結できない医療については、隣県との協力体制の整備も必要である。

- **安心して出産できる医療提供体制の整備を進めること。**
 - ・ 分娩取扱件数の減少により分娩取扱医療機関の集約化が避けられない中で、遠方の分娩取扱医療機関での分娩の場合の妊産婦の負担を軽減するため、遠方の分娩施設で出産する場合のアクセス等への支援や産後ケアについての支援の拡充が重要である。

(3) 介護・福祉サービスの安定的・持続的な提供を支える人材の確保について

- **賃金向上と働きやすい職場づくりによる介護職員の処遇改善を促進すること。**
 - ・ 介護職員の離職防止のため、介護に携わる幅広い職種の職員の処遇改善に向けた取組を更に促進すべきである。

- **介護・福祉人材確保に向けた関係機関と連携した取組を促進すること。**
 - ・ 介護・福祉人材の確保について、社会福祉連携推進法人の設立など、広域での連携した取組が行われるよう支援する必要がある。

(4) デジタル技術の活用等による介護・福祉の現場の生産性向上への支援について

- **限られたマンパワーでサービスの維持・向上を図る取組を促進すること。**
 - ・ テクノロジーの導入は、適切なプロセスを踏んで行うことが重要であるため、機材の購入費用への支援と併せて、事前の戦略策定から現場でのトレーニングまでの支援についても継続的に取り組んでいく必要がある。

(5) 医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの拡充について

- 関係機関や多職種との連携強化による地域包括ケアシステムの充実を図ること。
 - ・ 医療・介護連携についての認識には地域によってばらつきがあるため、多職種連携についての意識を深める取組を更に促進するべきである。

- 在宅医療提供体制の充実を図ること。
 - ・ 在宅医療推進の課題の一つである看取りについては、病院以外の場所で看取った際の診断書の作成が円滑にできるような連携体制の構築が必要である。

2 誰もが健康的に自分らしく暮らせる社会の実現について

《背景》

- ・ 令和6年に公表された令和4年の健康寿命は平成28年と比較した延び年数が全国上位となっているが、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合の増加が続いているほか、子どもの健康に係る指標も悪化しているため、働き盛り世代の意識改善に加え、子どもの頃からのヘルスリテラシーの向上が求められている。
- ・ 誰もが高齢者となること、また障害を抱える可能性や長期的な療養等が必要になる可能性があることを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた県民の理解促進や支援体制の充実が求められている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 県民の健康づくりを促す環境の充実について

- 県民や企業等と一体となった県民運動を展開すること。
 - ・ 働き盛り世代の健康づくりへの取組が求められることから、秋田県版健康経営優良法人認定制度の更なる普及に取り組むとともに、民間と連携して働き盛り世代の健康データの収集・分析等を行い、より効果的な取組を検討すべきある。
 - ・ 飲食店における屋内禁煙の取組への支援の実施など、望まない受動喫煙をなくするための取組を更に促進すべきである。
- 健康づくりの学習・体験の機会の充実等によるヘルスリテラシーの向上を図ること。
 - ・ データの利活用等により、健康づくりへの関心を高めるための情報発信を強化するとともに、「子ども健康会議」などの取組を更に推進し、県民が「健康に暮らすこと」について自分ごととして考える機会を提供することが重要である。
- 特定健診・がん検診の受診を促進すること。
 - ・ 世代や業種により受診率に差があることから、受診しない方の理由を分析し対策を検討するとともに、特定健診とがん検診の同時受診機会の拡大や企業等との連携による受診勧奨等の受診率向上に向けた取組を更に促進すべきである。

(2) 認知症への対応をはじめとした介護予防の推進について

- 市町村が実施する介護予防・生活支援サービスへの支援を行うこと。
 - ・ 介護予防・重度化防止のため、高齢者も地域貢献活動に参画してもらうなど生きがいを持って積極的に社会参加できるよう支援することが求められる。
 - ・ 認知症になっても安心して生活できる環境づくりのために、認知症高齢者の権利擁護を担う市民後見人の養成とその活用について、市町村とも連携して取り組む必要がある。

(3) 障害への理解と障害者の社会参加の促進について

○ 障害への正しい知識と理解の促進に向けた普及啓発を行うこと。

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮の提供の義務について、障害者手帳を持っている方だけでなく高齢に伴う障害なども含む様々な生活上の困難を抱える方が対象となることについての周知を更に促進するべきである。
- ・ 誰でも声かけなどの支援をできるような社会の実現に向けて、ヘルプマーク・ヘルプカードの利用促進や普及啓発に継続して取り組むとともに、ヘルプマークを見かけた場合の配慮・援助についても周知していく必要がある。
- ・ 障害者の生活を地域全体で支える体制を整備するため、障害者との交流や住民向け講座等の普及啓発に係る取組を関係機関と連携しながら行うことで、成人や高齢者層等を含む幅広い世代の理解を促進する必要がある。

○ 県立療育機構を核とした障害児や医療的ケア児への支援を行うこと。

- ・ 学校への看護師の派遣についての体制を整備するなど、医療的ケア児が一人ひとりのニーズに応じた教育が受けられるよう、関係機関と連携した取組が求められる。

(4) 長期的な療養が必要な方への支援の充実について

○ 公費医療の確実な提供と支援制度の利用促進を行うこと。

- ・ 難病の子どもやその親の不安解消のため、医療機関相互の連携を促進し、小児科から成人の各診療科への移行がスムーズに行われる体制を構築する必要がある。

○ 患者やその家族の不安と介護者の負担軽減を図ること。

- ・ がんや難病などの長期的な療養が必要な方が、教育や仕事と治療を両立できるよう、関係機関と協働して支援を行うべきである。

3 複雑・多様化する地域課題に対応できる相談・支援体制の整備について

《背景》

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域住民が抱える課題は更に複雑化・複合化しており、より包括的な相談支援体制の整備が求められている。
- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数は高止まりしているほか、里親等委託率は上昇傾向にあるものの更なる向上が必要である。また、子どもの貧困対策を実施する民間支援団体がある市町村数は19となっており、居住市町村により受けられる支援に差が生じている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 県民に寄り添う包括的な相談・支援体制の整備について

○ 市町村等と連携し、包括的な支援体制の整備を行うこと。

- ・ 地域の中で、どこへ相談してもグリップする人へつながり、必要な支援やアウトリーチに結びつく、包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村に対する支援を行う必要がある。
- ・ 多様化する地域課題への対策について、各種制度を市町村が適切に活用して地域の相談・支援体制の整備が促進されるよう、市町村への働きかけを強めていくべきである。
- ・ 地域自立支援協議会は、地域における相談・支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握、また支援者間での知識の共有という面でも非常に有効であることから、活動の活性化を図る必要がある。

○ ひきこもりについての理解促進及び支援体制の強化を図ること。

- ・ ひきこもりについては、特にアウトリーチ支援が効果的であるため、相談支援窓口を周知するとともに、アウトリーチ支援の取組を強化していく必要がある。

(2) 民・学・官・報の連携による自殺対策について

○ 地域や職場における自殺対策の強化を図ること。

- ・ 民・学・官・報が一体となった自殺予防の取組の結果、自殺者数は長期的には減少傾向にあることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、連携した取組を更に促進していくべきである。
- ・ 自殺に向かう過程のどこかで気づくことができるよう、また自殺のリスクとなる複合的な課題への支援、迅速な解決ができるようにするため、重層的支援体制整備事業などにより包括的な相談支援体制を整備する必要がある。
- ・ 自殺未遂者への支援については、様々な職種が協働して、一人ひとりに伴走型で支援していくことが重要であるため、切れ目のない包括的・継続的な支援を実施できるよう関係機関・団体のネットワーク構築を更に促進していくべきである。

(3) 児童虐待の防止と里親委託の推進について

- **市町村や関係機関と連携した児童虐待防止に向けた体制整備を行うこと。**
 - ・ 児童虐待の防止については、早期発見、早期対応のために関係機関等との連携体制を整備するとともに、虐待が疑われる場合に周囲が速やかに相談できるよう、相談先や対応方法についての周知を更に促進していくべきである。
- **里親支援センターによる里親委託の推進を図ること。**
 - ・ 里親委託の推進については、登録里親の確保や養育技術の向上などが課題となっていることから、里親登録から養育開始後までの包括的・継続的な支援体制を整備することが重要である。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進と生活困窮者の自立に向けた支援について

- **官民一体となったこどもの貧困の解消に向けた対策を推進すること。**
 - ・ 行政と民間支援団体の協働体制を整備し、地域資源の活用を促進するとともに、地域全体で支える環境づくりを目指して周知・啓発を進めていくことが重要である。
- **生活困窮者の自立に向けた伴走型支援を継続すること。**
 - ・ 生活困窮者の自立支援に当たっては、生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた伴走型支援が重要であるため、市町村と協力して伴走型支援体制の整備を促進するべきである。